

審 査 基 準

令和 年 月 日作成

法 令 名 : 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例
根 拠 条 項 : 第3条
処 分 の 概 要 : 特定金属類取扱業の許可
原権者（委任先） : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第4条（許可の基準） 第5条（許可の手續） 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第5条に基づき委任を受けた公安委員会規則（許可の申請）
審 査 基 準 : 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第4条各号の欠格要件に該当しないなど千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 40日
申 請 先 : 県内における主たる営業所の所在地又は主な行商区域の所轄警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課特定金属類取扱業係(電話043-201-0110)
備 考 :